

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年2月24日
【会社名】 三菱UFJニコス株式会社
【英訳名】 Mitsubishi UFJ NICOS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 宗平
【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷三丁目33番5号
【電話番号】 03(3811)3111(大代表)

(上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記において行っております。)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営企画本部長 井上 治夫
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田四丁目14番1号(秋葉原UDX)
【電話番号】 03(3811)3111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営企画本部長 井上 治夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 99,999,999,963 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	653,594,771株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は1,000株としております。

（注）1 平成23年2月24日（木）開催の取締役会決議によるものであります。なお、同日付けで実施予定の臨時株主総会（会社法第319条第1項に定める株主全員の書面による決議によるものです。）における発行可能株式総数の増加を内容とする定款変更、及び本有価証券届出書の効力発生を条件としております。

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	653,594,771株	99,999,999,963	49,999,999,982
その他の者に対する割当			
一般募集			
計（総発行株式）	653,594,771株	99,999,999,963	49,999,999,982

（注）1 「発行数」「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は、失権株式が生じた場合には減少いたします。

- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
- 株主割当の方法によります。本有価証券届出書提出日前日現在の普通株主に対し、その所有株式1株につき0.4022258397株の割当をもって、平成23年3月30日（水）を割当日とし、新株式を割り当てる予定であります。本有価証券届出書提出日前日現在の当社の普通株主は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び農林中央金庫の2先であり、各株主が割当てを受ける募集株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第202条第2項但書の規定に基づきこれを切り捨てることになるため、1,380,944,761株を有する株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに対しては555,451,666株、244,000,000株を有する農林中央金庫に対しては98,143,104株をそれぞれ割り当てる予定であります。なお、会社法第202条第2項但書の規定に基づき各株主が割当てを受ける募集株式の数のうち1株に満たない端数が切り捨てられる結果、「発行数」「発行価額の総額」及び「資本組入額の総額」は1株分減少いたします。

（2）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込 株数 単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日

153	76.5	1株	平成23年3月30日 (水)	該当なし	平成23年3月30日 (水)
-----	------	----	-------------------	------	-------------------

(注) 1 株主割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込方法は、申込期間内に後記「(3) 申込取扱場所」記載の申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に後記「(4) 払込取扱場所」記載の払込取扱場所へ発行価格を払い込むものとします。

4 申込みがない株式については、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。また、申込みがない株式については発行いたしません。また、会社法第202条第2項但書の規定に基づき各株主が割当てを受ける募集株式の数のうち1株に満たない端数が切り捨てられる結果、653,594,771株のうち1株は発行いたしません。

5 発行価格の決定にあたりましては、平成23年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画の利益計画等をもとにECF(エクイティキャッシュフロー)方式にて当社株式価値を算定するとともに、ECF方式の算定結果の妥当性を検証する目的も兼ね、異なる価値算定手法である類似会社基準方式等での株式価値の算定も実施いたしました。これらの算定結果を総合的に勘案したうえで発行価格を決定いたしました。なお、決定した発行価格は、第三者機関である山田FAS株式会社(代表取締役社長 浅野公雄 所在地東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 資本金の額5940万円)が算定した適正株式価値水準の範囲内となっております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJニコス株式会社 本店	東京都文京区本郷三丁目33番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,999,999,963	349,999,900	99,650,000,063

(注) 1 「払込金額の総額」、「発行諸費用の概算額」及び「差引手取概算額」は、失権株式が生じた場合は減少いたします。また、会社法第202条第2項但書の規定に基づき各株主が割当てを受ける募集株式の数のうち1株に満たない端数が切り捨てられる結果、「払込金額の総額」及び「差引手取概算額」は1株分減少いたします。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用として、登記費用349,999,900円を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額99,650,000,063円については、まず、現中期経営計画が平成23年3月に期間満了により終了することに伴い今般策定した、新中期経営計画（3カ年計画（平成23年4月から平成26年3月まで））において予定しております「4つのコア事業」すなわち、イシューング事業（クレジットカードの発行及び管理事業）、アクワイアリング事業（クレジットカード加盟店の開拓及び管理事業）、ファイナンス事業（カードキャッシング等の融資事業）、及びプロセッシング事業（クレジットカードの発行・決算・精算業務等の受託事業）の推進のために、新中期経営計画中の収益基盤の維持・拡大や成長分野における戦略的先行投資の費用（事業戦略投資費用）として約500億円を使用する予定です。その使用時期は、新中期経営計画の進捗状況を判断しながら、同計画期間中の最適な時期に使用する予定です。

事業戦略投資費用の具体的な内容としては、イシューング事業については、その基盤であるクレジットカード会員の新規獲得を強化するための費用、及びクレジットカード会員とのコミュニケーション強化やマーケティング機能の高度化のための、クレジットカード会員からの問い合わせに対応する部署やWeb環境等へのインフラ投資費用、アクワイアリング事業については、その基盤であるクレジットカード加盟店の新規獲得を強化するための費用、及びクレジットカード加盟店のニーズに対応するための投資費用、ファイナンス事業については、クレジットカード会員を中心にファイナンスの適切な利用を案内するための費用、及びクレジットカード会員等に対する適切な与信審査を可能とするための投資費用、プロセッシング事業については、当該事業における顧客である委託元クレジットカード会社への新たなサービス提供のための投資費用を予定しております。このような事業戦略投資の結果、イシューング事業でのクレジットカード会員の数が増加することになれば、大規模なクレジットカード会員を梃子にしたクレジットカード加盟店との提携強化が期待されます。また、クレジットカード会員に対して適切な与信のもとで適切な利用を案内することで、当社の貸倒費用の削減が可能となります。さらに、クレジットカード加盟店との提携強化により、プロセッシング事業の顧客である委託元クレジットカード会社に対しても様々なソリューションの提供が可能な環境となり、プロセッシング事業においても顧客満足度向上につながるなど、「4つのコア事業」の相乗効果が期待できます。

また、残りの差引手取概算額である約500億円については、構造改革資金として新中期経営計画の進捗状況を判断しながら、同計画期間中の最適な時期に使用する予定です。

具体的には、上記新中期経営計画に従ったコスト構造改革投資のために、現在実施中の早期退職募集に関連する費用（早期退職手当の支給、再就職のあっせん支援等）、及び事務業務効率化のためのシステム・インフラ投資費用に使用する予定です。また、財務体質を強化するために、金融機関からの借入金等の有利子負債の圧縮を行う予定です。なお、返済対象の有利子負債は、当社がクレジットカード会員のクレジットカードの使用に基づき加盟店に対して行う立替払いのための資金として借入れをしている運転資金です。

なお、調達した資金は、当社が管理する預金口座により管理され、使途に応じて支出されます。

今後も成長が見込まれるクレジットカード市場においては、新たな国際ブランドである銀聯カードの一層の浸透や、年率二桁成長を続けるインターネットやモバイル端末等を介したEC決済（電子商取引決済）の普及等、大きな変革期を迎えており、当社においても的確な対応が求められております。そうした状況を踏まえ、今後も国内最大規模のクレジットカード会員と加盟店ネットワークに支えられたリーディングカンパニーとしての競争優位を維持するためには、新中期経営計画に基づいた事業戦略及びコスト構造改革の推進による事業競争力と財務体質の抜本的強化が必要となります。その結果として、当社の企業価値が向上し、株主利益の向上がもたらされるものと考えており、かかる新中期経営計画に従った事業戦略及びコスト構造改革の推進のために必要な費用として手取金を支出するものであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第3期）及び半期報告書（第4期中）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日（平成22年6月28日及び平成22年11月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年2月24日）までの間において以下のとおり変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」のうち、変更のあった事項のみを記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成23年2月24日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

〔事業等のリスク〕

（8）法的リスク

割賦販売法による影響

（変更前）

当社グループの主要事業であるカードショッピングは、「割賦販売法」の適用により、各種の業務規制を受けており、法律の改正による業務規制の変更等により規制の拡大が予定されており、業績に影響を及ぼす可能性があります。

（変更後）

当社グループの主要事業であるカードショッピングは、「割賦販売法」の適用により、各種の業務規制を受けております。平成22年12月17日の法律改正の施行に伴う業務規制の変更等により規制が拡大されたことにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第3期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第4期中)	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月24日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

三菱UFJニコス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山卓司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃崎有治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

三菱UFJニコス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山卓司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃崎有治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

三菱UFJニコス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山卓司

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃崎有治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

三菱UFJニコス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山卓司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃崎有治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月16日

三菱UFJニコス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山卓司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎有治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月15日

三菱UFJニコス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山卓司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎有治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月1日をもって無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割シアコム株式会社へ承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月16日

三菱UFJニコス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山卓司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎有治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月15日

三菱UFJニコス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山卓司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎有治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木泰司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱UFJニコス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJニコス株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月1日をもって無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割しアコム株式会社へ承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。